

「与薬における主治医の指示書」について

教職員が児童生徒に医療用医薬品を取り扱う行為は、医行為に当たるので、行うことはできません。

ただし、児童生徒が安全、安心な学校生活を送ることができるように、以下の条件を満たす児童生徒は、「与薬における主治医の指示書【様式2】」の提出により、学校管理下での医療用医薬品の取り扱いを認めます。また、泊を伴う行事において常用薬が必要な場合は、同様に「与薬における主治医の指示書（泊を伴う行事）【様式3】」の提出が必要となりますので、ご承知おきください。

なお、てんかん（痙攣）における坐薬預かりについては、併せて「坐薬預かり申請書【様式1】」が必要となります。

ご理解とご協力の方をよろしく申し上げます。

記

1 常用薬の場合【様式2】

慢性疾患やてんかん（痙攣）などの治療を目的に、医師により処方された、継続して使用している薬（塗り薬や目薬等も含む）

※ 泊を伴う行事時のみ必要な場合も、【様式3】の提出をお願いします。

2 臨時薬の場合【様式2】

風邪等の急性疾患の症状改善のために、医師の処方により一時的に使用する薬（塗り薬や目薬等も含む）

※ 泊を伴う行事時のみ必要な場合も、【様式3】の提出をお願いします。

3 緊急薬の場合【様式1】【様式2】

てんかん（痙攣）等における坐薬の場合

- (1) 1年以内に1回以上発作がある
- (2) 重積発作がある
- (3) 坐薬を医師から処方されている

【 問い合わせ先 】

愛知教育大学附属特別支援学校

担当 教頭 ・ 養護教諭

電話 (0564) 21-7300